

マルクス・レーニン主義通信

マルクス・レーニン主義通信

月刊1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜9-3719

帝国主義の本性を露呈したポン・サミット

革命的・国際主義的闘争の戦列を強化せよ

ポン・サミットに集まつた帝国主義諸強は、引き続き世界の労働者人民を搾取・収奪しつづけることを「共通の価値」(「政治宣言」)として確認した。しかし、その「結束」の誇示の一方では、自らの権益とヘゲモニーを維持せんがための対立と抗争とが、いよいよ露わになつたのである。この事態は、各国で進む軍拡と相携えながら、新たな帝国主義世界戦争の危機の成長を促している。プロレタリアートは今こそ、「バーゼル宣言」の精神にそつて、帝国主義ブルジョアジーに対する国際主義的・革命的闘争を強めなければならぬ。

「西側の結束」とは何か

ポン・サミットについて、まず言わなければならぬことは、ともかくも誇示された「西側の結束」とは何かということである。

「政治宣言」においては、「自由、民主主義の諸原則、及び人権を堅持する決意を共有する」と述べている。「自由」の名の下に、労働者の搾取は行われてきた。ブルジョアジーによる「自由」の堅持とは、搾取の堅持ではない。また、後に詳しく述べる「経済宣言」では「財政赤字の削減、公共支出にたいする確固たる管理」が「共通の原則」として確認されているが、これは、国家独占資本主義の破産の犠牲を労働者へ転嫁しようとする宣言に他ならないのである。

また、「政治宣言」は「開発途上国が…平和と自由を堅持することを決意した国々の共同体に参画することが出来るよう支援」「真正非同盟を…評価」等と、「途上国」

からの自由の恩恵に浴しうる世界」とか「大小を問わずすべての国々が全人類のよりよい将来を求める相携えて働く世界」とか述べているのは、白々しい限りである。

それでは、第二次帝国主義世界戦争終結後の「共通の価値の下に和解と協力へのあゆみ」(「政治宣言」)の四〇年間は、いったい何に結果しただろうか。それは、再び世界の再分割をめぐる列強

を、帝国主義世界体制に、特殊的には「西側」

同盟に、永続的に従属させようという願望を

表明している。

以上から明らかなように、「西側の結束」とは、「地上のすべての國の人民の系統的な搾取を世界的な規模で組織するとともに、すべての國のプロレタリアートの革命運動を直接に鎮圧すること」(ボリシェビキ綱領)のための帝国主義的同盟だということである。同時にこの同盟は、革命運動を虐殺し支配している勢力圈をソ連に対して共同して防衛するための協定に他ならず、ソ連が革命によつて生まれ、今日も「社会主義」を標榜していることによって、反共的・反革命的「神聖同盟」としての性格を露骨に表面におしだしていいる、ないしは、おしだしうるのである。

「第二次大戦終戦四〇年に際しての」と銘うたれた「政治宣言」は、そのことを塗りかくす美辞麗句でうめられている。「すべての国民が平和、正義並びに抑圧、欠乏及び恐怖からのおのれの恩恵に浴しうる世界」とか「大小を問わずすべての国々が全人類のよりよい将来を求める相携えて働く世界」とか述べているのは、白々しい限りである。

本号の内容

「機密保護法」上程策動を粉碎せよ // 2頁
政党再編下での民社党大会 // 3頁
拍車がかかる天皇主義の前面化 // 3頁
激動の度を増す南北朝鮮階級闘争 // 4頁
アメリカ農業恐慌と帝国主義 // 5頁

第四インターの戦術上の批判(下) // 6頁
5月4日、ポンで行われたサミット反対デモ
世界の再分割をめぐる列強

間の鋭い対立をもたらしたのである。ポン・サミットにおいて、帝国主義諸強間の対立と抗争は、美辞麗句をおしのけていよいよ前面におどり出たのである。

列強間の対立と抗争

対立の中心点の第一はSDIであり、第二は「経済摩擦」をめぐってであった。

SDI(戦略防衛構想)は、アメリカがソ連との霸権を争い優位に立とうとするものであるとともに、これをもつて「西側」の盟主としての位置を維持しようとするものである。しかしそれは、単にソ連だけでなく欧・日の諸強を弱めるものもある。であるが故に、各國はSDIの研究・開発にともに、技術上・経済上の利益に心ひかれつつも、その成果がすべてアメリカに吸収され、また自らの(核)軍事力が無に帰すことには反発したのである。その結果、SDIについては議長総括のなかでアメリカの説明の紹介をすることにとどまつたのである。

現在、先進資本主義諸国はなべて国家独占資本主義の破産としての経済危機のなかにある。資本は、有利な投下先を見いだそうとして必死になっている。この結果、資本家団体間の商品市場、原料、資本の投下先をめぐる争奪戦は激しくなっている。国家独占資本主義の時代にあっては、それは国家間の対立として煮つまるのである。これが「経済摩擦」に他ならない。

ポン・サミットにおいて、「経済摩擦」問題の焦点となつたのは、日本の対米・対欧輸入の度を増す南北朝鮮階級闘争 // 8頁につづく



「機密保護法」上程策動を粉碎せよ

現在、「国家機密保護法」を制定する策動が、自民党により急速に進められている。この制定策動は、いわゆる「宮永事件」「レフチエンコ事件」の後にそれを口実に活発化し、八〇年、八二年に「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」第一次、第二次案を、また八四年には「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を自民党安全保障調査会がまとめ、立法化へ向けて準備を進めるという形で行われてきていた。今回の策動は、八四年の法律案を一部修正し、「最終案」とし、今国会提出を狙ったものである。

七〇年代以降のあいつぐ世界的恐慌・不況

を契機として、帝国主義列強間の対立・抗争——再分割戦は一段と激しさをまし、労働者・被抑圧民族の搾取と抑圧を一層強めている。八〇年代に入つてからもそれはいつこうに衰えることなく、英帝のマルビナス（フォーカランド）侵略、米帝のグレナダ侵略やニカラグアへの反革命的策動が行われている。

また、日米「経済摩擦」にみられるような帝国主義列強の争闘戦も激化し、「軍縮」のかけ声とは裏腹に、トマホークの配備、SS20の配備の進行、チーム・スピリット、リムパックといった大規模な軍事演習が毎年行われている。

日本においても、帝国主義ブルジョアジーにより、「シーレーン防衛」「三海峡封鎖」が叫ばれ、軍事費のGDP一%枠を突破せんとし、アジアへの軍事的再侵略が準備され、刑法改「正」、拘禁二法等を通じて労働者大衆への弾圧も強められている。

「国家機密保護法」制定策動は、このようない状況の中で、軍事機密を保護することにより、アジア再侵略の準備を容易にし、そして、帝国主義諸列強の争闘戦に打ち勝たんとするものであり、また同時に、戦闘的労働者大衆への弾圧を一層強めんとする、反革命的な策動である。

「スペイ防止のための法律制定促進議員・有識者懇談会」が書いた「國家の機密を守れ」という本を見てみよう。

「狙われる国家秘密」「軍国主義・日本の欠陥」の章では、ドイツが二度も大戦に負け、日本が「太平洋戦争」で敗けたのは、情報戦に敗れたためだとし、日本の秘密保護体制を法制、実態、対謀報の三つの側面からながめ、次のように述べている。

法制については「他の主要国に遅れをとりはしたが、戦力戦に対応できる秘密保護法が確立。国防保安法、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、出版法、新聞紙法などの諸法を情報戦の盾として太平洋戦争——第二次大戦に臨むのである」。だが「秘密保護法制がいく

ら完備しても、それを運用する官民の防諜意識が高くなれば所期の効果は上がらない」、「日本国内では防諜を口やかましくいい、たが、前戦では重要な情報が筒抜けだった」。これらから「機密保護法」の目的は明らかである。すなわち、何よりもまず帝国主義戦争に打ち勝つためのものであるということである。更に、それは関連諸法の制定をも必要とするものであり、まさに有事立法の一環ともいえることである。

また、「急げ、秘密保護法の制定」の章では、「百歩譲つて仮に秘密保護法が違憲である」とすれば、憲法 자체を改めればよいのだ】

「『国家の重大な利益に反する』場合は、『秘密にする理由を明らかにする』だけで秘密の内容を公開しなくても裁判は進行でき、有罪にすることも可能というわけだ」、「重要性を増している産業スパイ対策のために刑法に『企業秘密漏示罪』を盛り込む」必要があるということが述べられ、改憲策動、非公開裁判、企業防衛を打ち出しているのである。

法案の推移はいかなるものであったか。八〇年に第一次案をまとめ、八二年には、第一次案の罰則や適用範囲を拡大し第二次案がまとめられている。そしてさらに八四年八月には、それ以前の「防衛秘密に係る法律案」から「国家秘密に係る法律案」に名称を変更し、①対象となる「国家機密」に防衛のみならず外交の情報も含める、②罰則に死刑

・無期懲役を導入し、③国外犯も処罰の対象とする、といった三点を新たに打ち出している。といった反動法案となっている。今国会に提出されようとしている「最終案」は、八四年案を一部改め、①の外交情報の範囲を「防衛上秘密を要するもの」と限定したものである。

このように「国家機密保護法」制定策動は、法案をより反動的な内容に改めつつ着々と進められ、八四年案を一部手直ししたことにより内部調整をばかり、強行突破せんとしているものなのである。

この法案に対して日本共産党は、「表現の自由など国民の基本的人権を乱暴に圧殺してはならないのです」として反対し、ブルジョア自由主義者としての本領を發揮している。これが、ブルジョア民主主義の美化に帰結することは明らかであろう。

民主主義のための闘いは、それがプロレタリアートの独裁を樹立する闘いと結びつかないならば、ブルジョア体制を補完するものに堕してしまうのである。

すべての労働者は、法案に込められた日本帝国主義ブルジョアジーの意図を見抜き、彼らの野望を打ち砕け！ 「国家機密保護法」上程策動を粉碎せよ！

春日は、この間一貫して「中曾根首相が三選しようとする限り、連合政権に踏み切る以外に方法はない」と語り（春日は少くとも三回にわたって中曾根と秘密会談したと言われている）、二階堂擁立に動いた佐々木をおろす工作を進め、委員長辞任に追い込んだ。又、永末が委員長のポストに固執したのは大臣の席との関係によっている（永末は安倍と手を結ぶことを考えているという）。

このように、今回の内紛は、「連合政権」論——入閣主義という共通の路線の中で、自らの大臣のポストを想い浮かべ、自民党のどの派閥と連合するかといったようなことに基づく、その意味ではまさに「おちよこの中の嵐」に他ならない。民社党は、いわば自民党の一大派閥と化しているのだ。

春日直系の「綱領見直し、党名変更」論者塚本が新委員長となり、「党綱領の精神を深め、補完し、新しい政治目標を設定するための委員会を設置する」との運動方針を確定した民社党は、一層腐敗と反動化を進めるであ

マルクス・レーニン主義通信

政党再編下での民社党大会

日本帝国主義の新展開を背景として、政党再編が一段と顕著にならってきている。

自民党田中派の「亀裂」—田中入院は、政権をめぐる抗争に拍車をかけることになったが、その影響は野党をも巻き込んでいる。

昨秋、二階堂擁立に参与した公明党は、四月五日の第五〇回党中央委員会で矢野書記長が「チャンスがあれば、（自民党という舟を）揺さぶるに値する場合には、揺さぶるし、さらに政治がよくなるという見通しがあるならば、政策の詰めをキチンとした上で『相乗り』をすることも考えてよいと思っている」（四月七日付『公明新聞』）とくり返し自民党との連合を示唆したように、入閣路線上にある。

そして、それに沿って、民社党、社会党との政権協議を進めていく。

又、公明党から「両党間の重要な政策の認識では開きがあるのでないかと懸念している」（同前）と言われ、民社党から「重要政策において、わが党と基本方針を異にし、国会対策などにおいても相違するところが多い現状では、「社会党との連合は」困難といわねばならない」（八五年度運動方針案）と言われている社会党は、「政権構想研究会」を中心とした右派を先頭に、「層」現実主義化に努めているのである。三月二七日の政構研例会では、山岸全電通委員長が、市民団体等も加えた「全国民的視野に立った連合問題を推進する指導部」の九月旗揚げを口にし、「政構研も社・公・民・社民連の連携に努力してほしい」と要請したのに対し、武藤代表は「社会、民社両党の和解が持論で、その環境づくりいろいろ手を打っている」と応えたのであった。

このような情勢下で、四月二三一二五日、民社党「結党二十五周年記念・第三十回定期全国大会」が開かれた。「わが党はいま、ようやく社会党を抜きまして党員八万、また国會議員もようやく五十一名となりました。結党以来最大の勢力であります」（佐々木前委員長あいさつ、五月三日付『週刊民社』）と「上げ潮」を自讃する民社党の大会は、しかしながら、既にマスコミによって報道されているように、同党の腐敗と矛盾をさらけ出したのである。

それは、ひとつには「長老支配」を批判する永末などのグループによる人事への抵抗として、もうひとつは「長老」のなかでの春日、佐々木の灰皿、湯のみをもつてのどなりとして、現われた。これらの「おちょこの中の嵐」（永末）の背景には、自民党との連合問題が存在している。

八五年度運動方針案は「自民党との連合」を歌うべしという決議案が県議会を通過した。また、藤波官房長官は四月二七日、政府とし

を初めて公式に打ち出したが、大会では代議員から、「一方で、自民党を金権腐敗政治といいながら、一方では、その自民党との連合も排除するものではない」としている。自民党と組んで、国民は本当に幸せになるのか

（大阪府連）との批判が出され、全金同盟の

拍車がかかれる天皇主義の前面化

四月二九日の「天皇誕生日」の「一般参賀」には、八万二千二百人が集まり、これは昨年より六千二百人多いと言われる。また、来年が「天皇在位六十周年」ということで、このところ、マスコミによる「天皇（主義）キャンペーン」はとどまるところを知らずに拡大し続けている。

八〇年代にはいり、日帝の寄生性・腐朽性が深まり、中曾根は「戦後政治の総決算」を呼号し、労働者大衆に対する攻撃を強める中で、政治的反動化が一段と強まっている。

そして、この政治的反動化は、天皇（主義）とのイデオロギーを前面化することを一つの柱としてあると言える。

天皇の政治的利用は、一貫して行われてきたことはあるが、昨年の全斗煥「チヨン・ドフアン」—天皇会談においては、天皇がまさに「元首」として「お言葉」なるものを述べたのであり、この「元首」化策動を通じて政治的利用はより深化したのである。また、このような天皇（主義）の前面化の中で忘れてはならないのは、「国家総動員体制」と労働者大衆への弾圧である。この間、権力は、防災キャンペーンをはり、近い将来大地震が予想されるとされている地域で地域防災訓練が展開される一方で、一昨年の十・二六立川昭和記念公園開園式典においては地域戒厳体制を、全一天皇会談においては全都戒厳体制を敷しているのである。そして、これらの戒厳体制の中では、予防弾圧が熾烈をきわめた。つまり、労働者大衆を国家体制に組みこもうとする一方で、それに反対する「要注意人物」を排除し弾圧を加えるという攻撃が強化されてきているのである。更に、天皇主義者右翼暴力団による山谷労働者へのこの間の襲撃もまた、天皇（主義）前面化の一側面である。

天皇制（イデオロギー）の強化は、「紀元節国家行事化」、「靖国神社国営化」、「日の丸」「君が代」の強制などとして進行している。

「紀元節国家行事化」は、中曾根が「国民がこそって祝える式典にしたい」と述べている。國家統制のためのものであることは明らかであるが、文字通り帝国主義的労働運動をも巻きこんで進行している。

「日の丸」「君が代」の強制も様々なところで進行している。埼玉県では、学校でしかるべき時には「日の丸」をかけ、「君が代」を歌うべしという決議案が県議会を通過した。

代議員からは「自民党との連合」を削除する修正動議（結党以来初めて）まで出された一ももちろん、批判者としても「連合」に反対ではなく、「『党執行部は、十分肝に銘じ、今後行動していく』との答弁を踏え、原案通り満場一致で可決」（五月一〇日付『週刊民社』）されてしまうのだが。一方で自民党との連合を追求しながらも、同盟というまがり民党と組んで、国民は本当に幸せになるのか（大阪府連）との批判が出され、全金同盟の連合を追求しながらも、同盟といいうまがりなりにも労働組合に基盤を有しているという

△2頁につづく△

て初めて「四月二九日の天皇誕生日には、国民の皆さんが国旗を掲揚してお祝いするよう呼びかけたのだ。

また、昨年発足した「靖国神社への首相閣僚らの公式参拝問題についての官房長官私的懇談会」の議論は、「慎重論」が大勢を占めているという。しかしながら、四月二二日に中曾根が靖国神社の春季例大祭に出席するなど、参拝を続けていることについては会合で異論が出なかつたというように、靖国懇が公式参拝を積極的に否定するものでないことは明らかである。

しかも、公式参拝実現を目指している自民党の「遺家族議員協議会」、「英靈にこたえる議員協議会」、「みんなで靖国神社に参拝する国會議員の会」の三団体が「慎重論」に不満の声を高め、五月九日に「靖国公式参拝悲願貫徹全国決起集会」を開き、さらに七月にも全国規模の決起集会を開くとともに、靖国懇の各委員に対するさまざまな働きかけと世論形成のための精力的な運動を開始した。自民党は、このような手段をもって、「慎重論」をつぶし、「公式参拝」実現へ向けた策動を進めているのである。

ところで、このよな中で、四月一七日に、衆院「沖縄北方特別委員会」は、「北方領土問題の解決促進についての決議」を全会一致で採択した。まさに「举国一致」的な民族主義・併合主義の合唱といえる。周知のように、天皇制は、民族主義、国家主義、侵略主義の主柱であった。そして、天皇の政治的利用とは、まさにこの機能において意味を有しているのである。そうであるとすれば、先の決議に賛成した社共などが、天皇（主義）の前面化と闘えるはずもない。

実際、日共は、「天皇の政治利用や天皇元首」化の策謀に反対し、天皇の国政関与を禁止した憲法第四条、「國事行為」の範囲を規定した第七条を厳格にまることを要求します」（『日本共産党的政策』）と、いわば「象徴天皇制」の護持を要求しているのである。

社会愛國主義と闘い、天皇（主義）前面化の攻撃を粉碎せよ！ 天皇制の打倒、天皇・皇族の撤廃をかちとれ！

激動の度を増す南朝鮮階級闘争

再燃する労働者の闘い

二・一二総選挙での新民党的圧倒的勝利以後、四・一九学生革命二十四周年を迎える。五月光州蜂起五周年を前にした南朝鮮では、労働者・学生の戦闘的闘いが燃え上がっている。

四月一二日、九老工団にある「韓国音響」の女性労働者十八名が組合つぶしと解雇攻撃に抗議してハンストに入り込んだ。三月二十四日、六百余名の組合員の支持の下に結成された労働組合は、会社側の脅迫と弾圧にさらされたながらも、四月一日に再建をかちとった。その労組に対して今度は組合員幹部七名を解雇する暴挙が行われた。

彼女たちの主張は、不当解雇された職員の即刻復職、労組新設許可証の即時交付、その他に、最低賃金十三万ウォンの保障、労働者の生存権・団結権の制度的保障を要求している。

一五日には、全国金属労連代表者五十名が、「韓国労総会館」で「労働部は、韓国音響労組設立を認定せよ」「不当解雇を撤廃せよ」の要求を掲げて城闘争を行っている。その他にも三星製薬の女性労働者が百五十名、四月一二日から四日間、一五・三%の賃上げを要求（会社側六%）してろう城中等、南朝鮮各地で労働者の闘いが拡がっている。

全斗煥（チョン・ドファン）政権下ではあらゆる民主的労組が弾圧され、反共安保・労資協調を推進する「韓国労総」によって統制されており、労働者は組合結成の自由や、労働三権さえも保障されていない。

しかし、昨年三月一〇日の労働節に、七〇



4月19日に決起し、座り込みデモを行なう南朝鮮学生

百余名でレーガン大統領の全斗煥支援反対を訴え

一八〇年代の民主的労働組合運動を担ってきた活動家達によって「韓国労働福祉協議会」が結成され、続く四月八日には民主的労組の象徴であった清渓被服労組が結成されてからは、再び南朝鮮の労働者の闘いが高揚してきた。

八四年には、ソウルで一大組織として結成が決まり、九月までに総計一五七の組合が組織されている。これらは中小企業の組合がほとんど自力で組織しており（大企業の場合はすぐに弾圧されるか御用化されている）、彼らは企業側や労働部の圧力の前に孤立化させられ、苦しい闘いを強いられている。

資本と権力に屈服し、独裁政権に追従し、闘わない労総指導部に対して労働者の批判は高まっている。

再建された全学連

中小企業にとどまらず、大企業においても労働者の激しい闘いが展開された。「韓」国の大手財閥である大宇グループの大宇自動車富平工場の労働者四千名が四月一六日から賃金の一八・七%の引き上げ（会社側五・七%）と、家族手当・危険手当等の新設や引き上げを要求してストライキに入り込んだ。

会社側はこれに対し特別ボーナス支給等懐柔策を示していたが、組合側があくまで一八・七%の引き上げを求めこれを拒否してストを続けたため、二二日には「休業措置」をとつて労働者を孤立化させた。

しかし労働者はストを持続させ、ついに九

日目の二四日、一六・二%の賃金引き上げと待遇改善をかちとったのだ。このことは、各地で賃上げ闘争を行う労働者に大きな影響を与えていくだろう。

学生の反全斗煥の闘いも高揚している。四月一七日には、ソウル大、高麗大、延世大、釜山大など全国二十三大学の大学総学会代表が高麗大に集め、「四月革命と、光州民衆大闘争の伝統をけつぎ、身をもって壮厳な闘争の隊列を形成するため……」と、全国学生総連合（全学連）を結成した（全国で六二大学が参加）。その後、学生達は千五

継続する「4・19革命」

六〇年三月の不正選挙弾劾が始まった南朝鮮人民の闘いは四・一九革命へと発展し、ついに李承晩（イ・ソンマン）政権を倒すに至った。四月革命の背景には、南北分断固定化の下での米帝の「援助経済」が独裁政権と結託した一部独占財閥に利潤をもたらす一方で、労働者の貧困が進行していくことがあげられる。経済不振が続く中で独裁政権の腐敗に対する怒りは高まっていた。四・一九革命は、学生の自然発生的デモから大蜂起へと発展したが、労働者も教職員労組が自由と民主化、御用学者の排撃などを訴えて決起し、李承晩（イ・ソンマン）への具体的な要求としてまさに実現されようとしたが、米帝の收拾策と五・一六朴正熙（パク・チヨンヒ）のクーデターにより、無惨にも引き裂かれてしまった。

しかしこの四・一九の思想は、南朝鮮労働者学生の反帝民族自主・統一を求める闘いとして継続されている。

全斗煥政権とレーガンは国内で労働者の闘いが高まる中で、米「韓」首脳会談で「韓国の安全保障のために万全の協力をし合うこと」を再度明らかにし、南北分断固定化を狙うクロス承認をもちだした。

一方、「韓日民間合同経済委員会」で日本側はまたしても「韓」投資の拡大と投資環境整備を要求した。

帝国主義の介入とそれに従属する独裁政権が続くかぎり（南）朝鮮労働者の眞の解放はありえない。今年は日「韓」条約二〇周年である。日本の侵出企業であるアジアスワニーの労働者の闘いをはじめ、日本の経済侵出に対する南朝鮮労働者の闘いは続くであろう。全通労組が「韓国労総」と手を結ばうとしている今日、日本の労働者は南朝鮮の闘う民主労組に連帯し、全斗煥政権を支える日本帝国主義（アルジニア政府）打倒の闘いを組織しなければならない。